



## 中小企業者向け

# 令和8(2026)年度 県制度融資のご案内



## 主な資金の目的別利用ガイド

一般的な 事業資金が 必要な方	▶ 一般的な事業資金を借り入れたい(運転・設備) ▶ 短期資金を借り入れたい ▶ 経営者保証を外したい	①一般資金
	▶ 小規模事業者で一般的な事業資金を借り入れたい ▶ 小規模事業者でコロナ資金を借り換えたい	②小規模企業資金
創業・新事業 展開等に 取り組む方	▶ 創業したい、創業して5年未満	③創業支援資金
	▶ 経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けた	④新事業開拓支援資金
	▶ 事業を承継したい	⑤事業承継支援資金
前向きな投資・ 事業推進等に 取り組む方	▶ 県が重点的に推進する事業に取り組みたい (自動車・航空宇宙・医療福祉機器・AI・IoT・ロボット・光学・ 環境・新素材・半導体・フードバレー・観光・海外展開・健康 づくり・女性活躍・子育て支援・働き方の見直し・取引適正化・ 障害者雇用・人口減少対策・地域経済牽引事業・文化資源活用)	⑥産業政策推進資金
	▶ SDGsやカーボンニュートラルに取り組みたい ▶ 人材確保や人材育成、生産性向上に取り組みたい	
	▶ 工場用地を取得したい、工場や研究所を建設したい	⑦産業立地促進資金
経営安定・ 経営改善等に 取り組む方	▶ 売上が減少している ▶ コロナ資金を借り換えたい ▶ 罹災対応や事業活動の継続に取り組みたい ▶ 物価高騰等の影響を受けた ▶ 米国関税措置の影響を受ける見込	⑧経営安定資金
	▶ コロナ資金を含む県制度融資の既往債務を借り換えたい	⑨経営サポート資金
	▶ 抜本的な経営改善・事業再生を図りたい	⑩経営改善資金
商工業と農業の 兼業に取り組む方	▶ 商工業と農業の事業資金を併せて借り入れたい ▶ 商工業から農業、農業から商工業へ進出したい	⑪栃木県農業ビジネス 保証制度資金

## 栃木県産業労働観光部

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/index.html>

※HPから提出様式をダウンロードできます。



## 県制度融資の対象となる方

中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・  
中小企業団体の方が対象となります。

## 中小企業者とは

資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしている方

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅行業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下

注) 医業とは、産業分類上の病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人支援施設を指します。

## 小規模企業者とは

従業員基準を満たしている方

区 分	従 業 員 数
製造業・その他	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下
商業・サービス業（上記を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

注) 商業とは、卸売業・小売業（飲食店を含む）を指します。

※産業立地促進資金については大企業等も対象となります。

※新事業開拓支援資金（経営革新）については特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定）が対象となります。

※農林漁業、金融・保険業を営んでいる方は対象となりません。 ※一部例外あり

※栃木県農業ビジネス保証制度資金については、商工業とともに農業を営む中小企業者・中小企業団体・農事組合法人・個人（農地所有適格法人を含む）が対象となります。

## 中小企業団体とは

事業協同組合・協業組合・商工組合 等

## 今年度の主な改正点

### ☆産業政策推進資金（重点政策推進融資）の拡充

融資対象に、「とちぎ人口未来アクションプラン」作成企業を追加しました。

### ☆産業政策推進資金（人材確保等促進融資）の拡充

融資利率が0.2%引下げとなる対象補助金（※）を4つに拡充しました。

※業務改善助成金、キャリアアップ助成金、中小企業省力化投資補助金、  
栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金

### ☆経営安定資金（物価高騰等緊急対策資金）の創設

原油・原材料高騰等緊急対策資金から名称を変更しました。

### ☆県制度融資メニューの融資利率の改定

中小企業者向け県制度融資メニューを一律で0.1%上げました。

## トピックス

### ○栃木県が「地域再生支援利子補給金」（内閣府の制度）の対象地域となりました。

詳しくはp8をご覧ください!

◇令和8(2026)年度 制度融資メニュー一覧

令和8(2026)年4月1日現在

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び主な保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)	
① 一般資金 (県経営支援課)	(運転・一般枠) 一般的な運転資金を必要とするとき	中小企業者	年利(2.1%) <2.3%> 2.6%以内	運転	3,000万円 ※団体は 1億円	7年以内 (1年以内)
	(運転・短期枠) 短期的に一般的な運転資金を必要とするとき		年利(1.6%) <1.8%> 2.1%以内		2,000万円 ※団体は 1億円	1年以内
	(設備) 事業に必要な機械、建物、土地を購入するとき	中小企業団体	年利(2.1%) <2.3%> 2.6%以内	設備	1億円	10年以内 (1年以内)
	(経営者保証非提供) 経営者保証を付けずに資金を必要とするとき	中小企業者等 (代表者含む)	年利<2.3%> 以内	運転・ 設備	8,000万円	10年以内 (1年以内)
	(協調支援型) 本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けるとき		年利<2.3%> 以内			1億円
② 小規模企業資金 (県経営支援課) ※借換は本資金又はコロナ関連資金の借換に限る <b>長期資金</b>	(一般貸付) 従業員基準を満たしている小規模企業者が資金を必要とするとき	小規模企業者	年利(1.7%) <1.9%>以内 ※経営発達貸付該当の場合は、 年利(1.6%) <1.8%>以内	運転・ 設備・ 借換	3,000万円 ※小口零細と 合わせて 3,000万円	1年超10年以内 (1年以内)
(小口零細貸付) 申込金額と保証付残高の合計が2,000万円以内の小規模事業者	年利(1.7%)以内 ※経営発達貸付該当の場合は、 年利(1.6%)以内		2,000万円		1年超10年以内 (6か月以内)	
③ 創業支援金 (県経営支援課)	(別表1) 勤務経験や法律に基づく資格を活かして創業するときや、商工団体の創業塾等を修了して創業するとき等(創業して1年以内の場合を含む)	創業者	年利(1.8%) <2.0%>以内 ※UIターン創業者の場合は、 年利(1.7%) <1.9%>以内	運転 ----- 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)
	(別表2) 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者が資金を必要とするときや、分社化や兼業・副業により創業するとき	中小企業者			3,000万円	
	(女性・若者・シニア支援枠) (別表3) 女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳以上)で、別表1又は別表2に該当(一部除く)するとき	女性・若者・シニアの 創業者・ 中小企業者	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転・ 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)
	(スタートアップ支援枠) (別表4) 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者が経営者保証を付けずに資金を必要とするとき	創業者 中小企業者	年利(1.7%)以内		3,500万円	10年以内(1年以内) [同時にプロパー融資 を執行する又はプロ パー融資の残高がある 場合 10年以内 (3年以内)]
	④ 新事業開拓支援資金 (県経営支援課)	(経営革新・フロンティア) 経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けて、新事業の開拓や経営の革新等を行うとき	(経営革新) 特定事業者 (フロンティア) 中小企業者 中小企業団体	年利(1.8%) <2.0%> 2.3%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 3,000万円)
(事業転換促進関連) 事業転換計画の県の認定を受けて、新たな事業分野に進出するとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.8%) <2.0%>以内	運転 ----- 設備	2,000万円 ----- 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
⑤ 事業承継支援資金 (県経営支援課)	(経営承継関連) 県の認定又は事業引継ぎ支援センターや専門家の支援を受けて策定した事業承継計画等に基づく取組を行うとき	中小企業者等 (代表者含む) 中小企業団体	年利(1.8%) <2.0%> 2.3%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)
	(M&A関連) M&A(合併、営業譲渡、株式取得)により事業資産及び経営権を承継するときや、M&A実施後2年以内に機械又は建物を取得するとき	中小企業者 中小企業団体			1億円	10年以内 (2年以内)
	(経営者保証解除関連) 事業承継に際して経営者の保証を外したいとき	中小企業者 (法人に限る)	年利(1.8%) <2.0%>以内	運転・ 設備・ 借換	1億円 (うち運転 2,000万円)	10年以内 (1年以内)

[注] 融資利率の( )内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び主な保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)		
⑥ 産業政策推進資金 (県経営支援課)  産業力強化系	<b>(重点政策推進融資)</b>						
	(1)とちぎ産業振興協議会の会員企業が、戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)及び重点支援成長分野(半導体産業、ロボット産業、宇宙産業)の振興のために必要な事業を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.8%) <2.0%> 2.3%以内	運転・設備	1億円 (うち運転3,000万円)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率: 0.45%~1.40%]
	(2)とちぎ未来技術フォーラムの会員企業が未来技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)の活用促進のために必要な事業を行うとき						
	(3)フードバレーとちぎ推進協議会の会員企業が、フードバレーとちぎの推進のために必要な事業を行うとき						
	(4)とちぎの魅力を生かした観光立県・国際戦略プロジェクトの推進に必要な事業を行うとき						
	(5)海外展開のために必要な事業を行うとき						
	(6)健康づくり、女性活躍、子育て支援、働き方の見直し、取引の適正化、障害者雇用、県内の人口減少対策に資する事業を行うとき						
	(7)県の承認を受けた地域経済牽引事業を行うとき						
	(8)文化財や芸術等の文化資源を活用し、事業を行うとき						
	<b>(SDGs推進融資)</b> SDGsの達成に向けて取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%> 2.1%以内	運転・設備	1億円	10年以内 (2年以内)	
<b>(カーボンニュートラル推進融資)</b> カーボンニュートラルに向けて取り組むとき							
<b>(人材確保等促進融資)</b> 人材確保や人材育成、生産性向上に向けて取り組むとき							
		年利(1.8%) <2.0%> 2.3%以内 ※対象補助金等の交付決定を受けた場合は、 年利(1.6%) <1.8%> 2.1%以内		※対象補助金等 ・業務改善助成金 ・キャリアアップ助成金 ・中小企業省力化投資補助金 ・栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)		
⑦ 産業立地促進資金 (県産業政策課)	<b>(新規立地促進融資)</b> 県内の工場用地等を取得する場合や、工場適地に工場や研究所等を設置するとき ※グローアップ融資との併用不可	県内外の事業者	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内  [知事特認(1.5%) <1.7%> 1.8%以内]	設備	10億円  [知事特認20億円] ※土地取得費を含む	12年以内 (2年以内)  [知事特認15年以内 (3年以内)]	
	<b>(グローアップ融資)</b> 成長分野における先進的な大規模投資や地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行うとき ※新規立地促進融資との併用不可						
			年利(1.8%) <2.0%> 2.2%以内		5億円 ※下限5,000万円超 ※土地取得費を除く	12年以内 (2年以内)	

[注] 融資利率の( )内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び主な保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)		
⑧ 経営安定資金 (県経営支援課)	<b>(基盤強化融資)</b>						
	(1)売上減少、受取手形の不渡り等による経営不安を防止するために資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転	4,000万円 ※ただし、(4)については 5,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率:0.45% ~1.40%]
	(2)特定中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						保証付き [保証料率:0.8% 又は0.7%] ※(3)は危機関連保証の専用資金
	(3)特例中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						
	(4)特定被災区域内の事業所で、震災により直接又は間接に影響を受け市町村長の認定を受けたとき						
(5)為替変動による影響を受けて売上が減少したときや、原材料の高騰に対応するために資金を必要とするとき							
<b>長期資金</b>	<b>(事業活動継続融資)</b> 火災、地震又は風水害等の災害を受けたときや、災害等の未然防止対策を行うとき						
		年利(1.7%) <1.9%>以内	運転 設備	3,000万円 5,000万円	1年超7年以内(1年以内) 1年超10年以内(2年以内)	保証付き [保証料率:0.45% ~1.40%]	
	<b>(物価高騰等緊急対策資金)</b> 物価高騰等の影響により売上高や利益率が減少したとき						
	中小企業者 中小企業団体	年利(1.3%) <1.5%>以内	運転 設備 借換	1億円	1年超10年以内 (2年以内)		
	<b>(米国関税緊急対策資金)</b> 米国関税措置に係る取引先の減産等の影響を受けている又は受ける見込みであるとき						
		年利(1.3%) <1.5%>以内	運転 設備	1億円	1年超10年以内 (2年以内)		
⑨ 経営サポート資金 (県経営支援課)	<b>(経営力強化借換融資)</b> 金融機関等の支援を受けつつ、事業計画書を策定し、経営力の強化を図るために、以下の県制度融資の借換えを必要としているとき ・旧新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 ・旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金 ・旧新型コロナウイルス感染症対策融資 ・旧伴走支援型特別融資						
	中小企業者 中小企業団体	年利 <1.5%>以内	借換	1億円	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率:0.45% ~1.25%] ※経営力強化保証の専用資金	
	<b>(借換融資)</b>						
	<b>(サポート借換)</b> 既に借入れしている以下の県制度融資の借換えを必要としているとき ・小規模企業資金 ・創業支援資金 ・新事業開拓支援資金 ・経営安定資金						
	中小企業者	年利(2.1%) <2.3%>以内	借換	【既存債務借換型】 借換をする左記資金の融資残高の範囲内	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率:0.45% ~1.40%]	
	中小企業団体	年利(2.1%) <2.3%> 2.6%以内				【既存新規一本型】 借換後の資金の月毎の返済額が、借換えをする資金の月毎の返済額を超えない額の範囲内	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率: 0.45%~1.40%]
	<b>(金融円滑化借換)</b> 既に借入れしている県制度融資の借換えを必要としているとき ただし、以下の資金を除く ・一般資金(運転・短期枠) ・産業立地促進資金 ・経営サポート資金 ・経営改善資金						
⑩ 経営改善資金 (県経営支援課)	事業再生ファンドや経営サポート会議等の支援を受けて策定した事業再生計画に従って、抜本的経営改善や再生を図るとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.4%) <2.6%>以内	運転 設備 借換	2億円 ※[知事特認借換 融資残高の範囲内]	10年以内 (1年以内) [知事特認借換15年以内(1年以内)、 経営改善・再生支援強化型保証を利用する場合15年以内(3年以内)]	保証付き[保証料率: 0.40%(経営改善・再生支援強化型の場合)] ※事業再生計画実施関連保証の専用資金 【責任共有対象外の既往の保証付県制度融資と同額以内で借り換える場合は、責任共有対象外】
⑪ 栃木県農業ビジネス保証制度資金 (県経営支援課)	商工業とともに農業を営むとき	中小企業者 中小企業団体 農事組合法人 個人	年利2.3%以内 ※割合保証(80%)付き	運転 設備	1億円	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)	保証付き [保証料率: 借入金額に対し 0.8%] ※農業ビジネス保証の専用資金

[注] 融資利率の( )内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

### ◇県制度融資の融資期間延長について

制度名	要旨	利用対象者	延長できる期間
融資期間の延長 (県経営支援課)	県制度融資要綱(産業労働観光部所管の県制度融資)で定めた融資期間を超える融資期間の延長が可能(一般資金(運転・短期枠)を除く)	県制度融資借入者(一般資金(運転・短期枠)を除く)	3年を限度とし、金融機関(保証付きにあっては保証協会を含む)が認めた期間

[注] 旧新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金、旧新型コロナウイルス感染症対策融資(伴走支援型貸付に限る。)及び旧伴走支援型特別融資の延長できる期間は、5年を限度とし、金融機関及び保証協会が認めた期間

### ◇環境保全資金(他部局所管の中小企業向け制度融資)

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)	
環境保全資金 (県環境保全課)	公害防止施設等を設置するときや、環境保全に資する事業に取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利1.7%	設備 所要経費の90%以内で次の額 ・公害防止施設等の設置、環境保全事業100万円以上1億円以下 ・工場等の移転200万円以上1億5千万円以下	・融資額が1,000万円以上の場合10年以内(2年以内) ・融資額が1,000万円未満の場合7年以内(1年以内)	原則として保証付き [保証を利用する場合の保証料率:0.45%~1.40%]

### ◇高度化資金貸付金(県直接貸付)

高度化資金制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応等を図るための事業に対して資金及びアドバイスの両面から中小機構と県が一体となって支援する制度です。

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			申込先
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)	
集団化資金 (県経営支援課)	散在する工場・店舗等を移転し、事業規模の拡大や生産工程の共同化・協業化を行うとき	事業協同組合等	年利1.35%	設備 貸付対象額の80%以内 (小規模事業者は90%以内)	20年以内 (3年以内)	市町の 商工担当課 (申込窓口) 栃木県中小企業 団体中央会 (相談窓口)
施設集約化資金 (県経営支援課)	組合又は合併・出資会社を設立し、共同施設を設置・運営するとき					
共同施設資金 (県経営支援課)	共同生産、共同販売等のための共同施設を設置するとき					
設備リース資金 (県経営支援課)	組合が設備を一括して購入し、組合員にリースを行うとき					

[注] 金融機関保証を付ける場合、融資利率は年利0.20%、限度額は貸付対象額の90%以内となります。

### ◇事業の経営改善に取り組みたい方へ

事業名	事業内容	対象者	手続きの流れ	
経営改善 専門家派遣 特別相談窓口 (県経営支援課)	専門家(中小企業診断士等)を派遣して、経営改善に関するアドバイスを行います(原則3回まで無料)	中小企業者	申込書・決算書の提出	申込内容を拝見し、本窓口の利用可否及び今後の流れについて御連絡いたします。
			ヒアリングの実施	専門家派遣に向けて、相談内容や企業概要等についてヒアリングを行います。
			派遣決定・相談の実施	専門家が企業に伺い、アドバイスを行います。

[注] 申込の内容によっては他の支援機関を御案内する場合があります。

## 県制度融資の主な手続の流れ

\*融資申込については取扱金融機関、県経営支援課、最寄の商工団体等に御相談下さい。

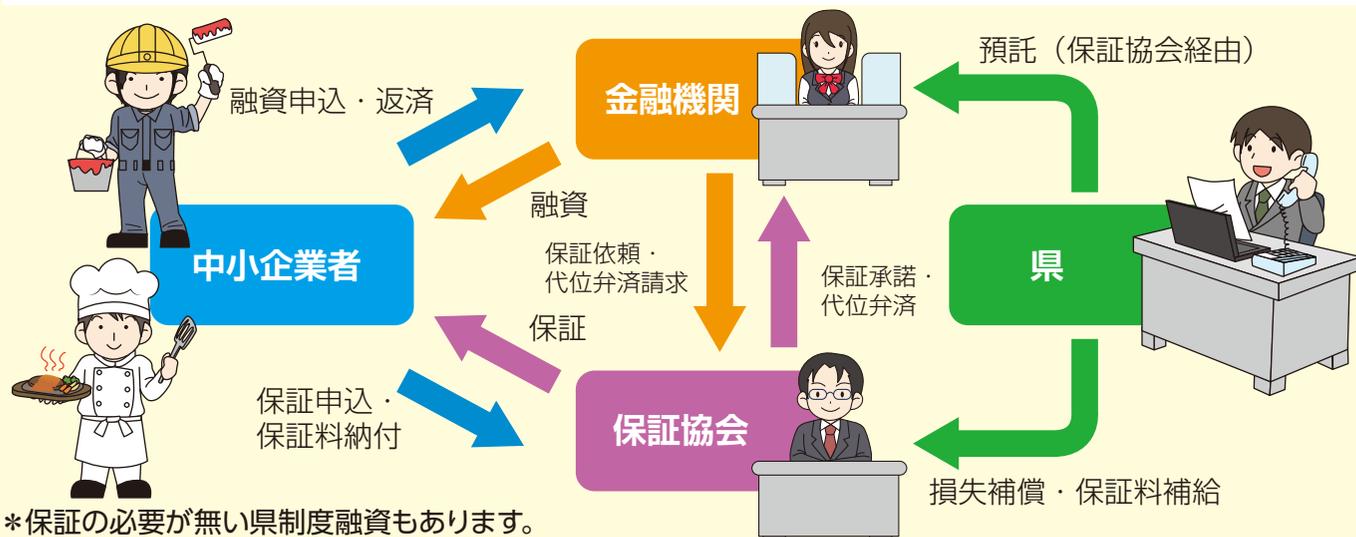


\*①・②は認定・推薦等を要する場合、④・⑤は保証協会を利用する場合の流れです。

## 県制度融資の仕組み

県制度融資は、融資条件（利率・限度額・要件等）を県が要綱で定め、金融機関と保証協会の協力を得て、中小企業者の方へ融資を行う制度です。

県が金融機関への預託や保証協会への保証料の補給及び損失補償を行うことにより、低利・低保証料で、融資を受けやすい制度となっています。



\*保証の必要が無い県制度融資もあります。

## 保証料率について

県が一部保証料補給を行っているほか、保証協会の協力により、一般の保証料率より低く設定しています。なお、保証制度によっては一律の保証料率が適用となる場合もあります。

### ● 栃木県制度融資保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	1.60	1.45	1.30	1.15	1.05	1.00	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45

(参考) 一般保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

# 制度融資 Q&A

## Q1 どんな企業が使えるのですか？

A1 中小企業者の方ならどなたでもご利用いただけます。ただし、1年以上同一事業を営んでいることが必要な資金や、業種に制限のある場合もあります。

## Q2 どんなことに使えますか？

A2 県内の事業所で必要とする設備資金や運転資金、借換資金にご利用いただけます。ただし、設備資金や運転資金、借換資金に限定している資金や使途を限定している資金もあります。

## Q3 どこに申し込むのですか？

A3 融資申込は、直接、取扱金融機関に行くことになります。ただし、資金によっては、事前に公的機関の証明書等が必要なものもあります。

## Q4 県が貸してくれるのですか？

A4 県が貸付け原資を県内の金融機関に預託し、それに金融機関のプロパー資金を加えて、金融機関の判断に基づいて融資を行います。

## Q5 信用保証協会について教えてください。

A5 信用保証協会は、中小企業者の方が金融機関から融資を受ける際に、皆さんの保証人として融資の途を開くために設けられた公的な保証機関です。

## Q6 責任共有制度について教えてください。

A6 金融機関と保証協会とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対して融資や経営支援など、より一層の支援を行うことを目的とした制度です。

## 融資申込先・取扱金融機関

県制度融資の申込先となる取扱金融機関は、以下の29金融機関の県内外の営業店となります。

### 銀行

三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行

### 信用金庫

白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫

### 信用組合

真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合

### 政府系金融機関

商工組合中央金庫

[注] 栃木県農業ビジネス保証制度資金の取扱金融機関は、栃木県信用保証協会と協定を締結している金融機関となります。

## 地域再生支援利子補給金のご案内

栃木県内で設備投資を行う予定の事業者の方にご活用いただけます！

栃木県で新たに開始！

## 地域再生支援利子補給金

業種や事業者の規模に制約なし！

利子補給金とは？	とちぎ産業成長投資促進計画※1に資する事業の実施者が、指定金融機関から資金を借入れる際、内閣府から利子補給金を受けられる制度※2								
どんな事業が対象？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の新設／増設／移転等整備</li> <li>・新商品開発・製造用の設備導入</li> <li>・生産改善設備等導入 などで雇用創出を伴う事業（地方創生支援利子補給金交付要綱 別表1で規定する事業）</li> </ul>								
利子補給の内容は？	金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して <b>5年間</b> 利子補給率： <b>0.7%以内</b> (利子補給金額に上限はありませんが、国の予算の範囲内となります)								
申込先は？	申込受付は、以下の指定金融機関(予定)の融資窓口で行っています。 <table border="0"> <tr> <td>銀行</td> <td>みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫</td> </tr> <tr> <td>信用組合</td> <td>真岡信用組合、那須信用組合、横浜幸銀信用組合</td> </tr> <tr> <td>政府系金融機関</td> <td>商工組合中央金庫、日本政策投資銀行</td> </tr> </table>	銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行	信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫	信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、横浜幸銀信用組合	政府系金融機関	商工組合中央金庫、日本政策投資銀行
銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行								
信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫								
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、横浜幸銀信用組合								
政府系金融機関	商工組合中央金庫、日本政策投資銀行								
いつ取扱開始？	<b>令和8年4月開始</b> (金融機関により開始時期が異なります)								



県ホームページ  
※1とちぎ産業成長投資促進計画



内閣府ホームページ  
※2内閣府利子補給金ホームページ  
←利子補給金のご不明点は、内閣府HPにてご確認ください。

詳細は、県ホームページ及び内閣府ホームページをご確認ください。

## 詳細やご不明な点について、お気軽にお問い合わせください

### 制度融資全般、高度化資金、経営改善 専門家派遣特別相談窓口については

産業労働観光部 経営支援課  
金融担当  
Tel.028(623)3181

### 産業立地促進資金については

産業労働観光部  
産業政策課企業立地班  
Tel.028(623)3202

### 環境保全資金については

環境森林部  
環境保全課  
Tel.028(623)3188

### 信用保証や保証料率については

栃木県  
信用保証協会  
Tel.028(635)2121

最寄りの商工会・商工会議所又は金融機関でもお問い合わせを受け付けています